

ご相談・お問合せ

1.HPVワクチン接種後の症状等に関する相談

(1)HPVワクチン接種後に健康に異常があるとき

接種後、具合が悪くなったときは、すぐに接種を受けた医師、または、かかりつけの医師の診察を受けてください。また、全国に、子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた症状の診療に関する協力医療機関が設置されています。

協力医療機関の受診については、接種を受けた医師、または、かかりつけの医師にご相談ください。

(2)接種後の症状等に関する相談窓口【午前9時～午後5時(土日・祝日、年末年始除く)】

横浜市医療局健康安全課 : 電話045-671-4190 / FAX045-664-7296

接種後の症状で悩んでいる方、その他、子宮頸がん予防ワクチンの接種に関して不安や疑問、困ったことがあるときは、医療局健康安全課までご相談ください。

2.HPVワクチンの一般的なお問合せ

(1)関連ホームページ

ア 横浜市(予防接種):子宮頸がん予防接種に関する情報を掲載しています。

Q 横浜市 HPVワクチン 検索



イ 厚生労働省:子宮頸がんとHPVワクチンに関する情報を掲載しています。

Q 厚生労働省 HPV 検索



(2)お問い合わせ先

横浜市予防接種コールセンター【午前9時～午後5時(土日・祝日、年末年始除く)】
電話:045-330-8561 FAX:045-664-7296

【窓口でのお手続きが必要な場合】

(例)横浜市外で予防接種を希望する方、予診票を紛失した方など

●各区福祉保健センター福祉保健課健康づくり係

区	電話番号	FAX番号	区	電話番号	FAX番号	区	電話番号	FAX番号
鶴見	510-1832	510-1792	保土ヶ谷	334-6345	333-6309	青葉	978-2438	978-2419
神奈川	411-7138	316-7877	旭	954-6146	953-7713	都筑	948-2350	948-2354
西	320-8439	324-3703	磯子	750-2445	750-2547	戸塚	866-8426	865-3963
中	224-8332	224-8157	金沢	788-7840	784-4600	栄	894-6964	895-1759
南	341-1185	341-1189	港北	540-2362	540-2368	泉	800-2445	800-2516
港南	847-8438	846-5981	緑	930-2357	930-2355	瀬谷	367-5744	365-5718

横浜市からのお知らせ

子宮頸がん定期予防接種
(キャッチアップ接種)に
9価HPVワクチンが
追加されました

- ご案内……………2ページ
- 注意事項……………4ページ
- よくあるご質問……………6ページ
- ご相談・お問合せ……………8ページ

接種の前に、ご本人とご家族で **このご案内** と
同封した **厚生労働省作成のリーフレット** を必ずお読みください。
ワクチンの有効性とリスク等を十分にご理解いただいたうえで、
接種についてご検討ください。

送付物	部数
■ご案内(本紙)	1部
■厚生労働省作成リーフレット	1部
■医療機関名簿	1部

厚生労働省作成のリーフレット▶
○子宮頸がんのこと
○ワクチンの有効性
○副反応などのリスク など、
とても重要な説明があります。



予診票は同封していません。受け取り方法は3ページをご確認ください▶

01 子宮頸がん定期予防接種(キャッチアップ接種)の対象者・接種方法

1. 接種対象者

接種日時点で横浜市に住民登録がある、平成9年4月2日生～平成19年4月1日生まれ的女性

2. ワクチンの種類と接種回数



ワクチンは3種類あります。

※接種はいずれか1種類で、原則として同じ種類のワクチンで接種を完了してください。また、規定回数のうち、既に1回目又は2回目までを接種している方は残りの回数となります。詳しくは、本ページ下記「2価又は4価ワクチンを既に1回目又は2回目まで接種済みの方へ」をご確認ください。

※任意接種も含めて既に規定回数の接種を完了している方は、追加で接種する必要はありません。

ワクチンの種類	説明	接種回数		標準的な接種間隔
		対象年齢	回数	
シルガード9 (9価)	子宮頸がんの主な原因となるHPV-16型と18型に加え、同じく子宮頸がんの原因となる他の5種類の型(31型、33型、45型、52型、58型)のほか、尖形コンジロームという病気の原因となるHPV-6型と11型の計9つの型に対するワクチン	初回接種時の年齢が15歳未満	2回(※)	初回接種の6か月後に追加接種
		初回接種時の年齢が15歳以上	3回	初回接種の2か月後と6か月後に追加接種
ガーダシル (4価)	HPV-16型と18型に加え、HPV-6型と11型の計4つの型に対するワクチン	全年齢共通	3回	初回接種の2か月後と6か月後に追加接種
サーバリックス (2価)	HPV-16型と18型に対するワクチン	全年齢共通	3回	初回接種の1か月後と6か月後に追加接種

※2回目の接種が初回接種から5か月未満となった場合は、3回目の接種が必要になります。

3. 接種場所



横浜市内の予防接種協力医療機関

※同封の「予防接種協力医療機関名簿」(居住区)を参考にしてください。

※居住区以外の予防接種協力医療機関での接種を希望する場合は、横浜市予防接種コールセンターへお問い合わせいただくか、横浜市ホームページに掲載している各区の予防接種協力医療機関名簿をご確認ください。

Q 横浜市 予防接種 検索



4. 実施期間



通年

(ただし、接種日時は医療機関によって異なります。また、予約が必要な場合もありますので、事前に「予防接種協力医療機関」にお問い合わせください。)

5. 必要な物



①本人確認できる書類

②母子健康手帳又は予防接種の履歴が分かるもの

(万が一、母子健康手帳を紛失された場合は、その旨を医療機関に必ずお申し出ください)

③令和4年6月に送付した予診票

(接種する医療機関で新しい予診票と引き換えます。3ページ上段をお読みください)

2価又は4価ワクチンを既に1回目又は2回目まで接種済みの方へ

原則として同じ種類のワクチンで接種を完了することをお勧めします。

ただし、厚生労働省は、3回接種のうち1回目又は2回目までを2価又は4価を接種している方が、9価で残りの回数を接種すること(交接種)について、効果やリスクについての科学的知見が限定されていますが、強く希望する場合は、医師とよく相談した上で実施することができるとしています。なお、交接種の場合の接種回数は対象年齢にかかわらず3回です。接種間隔は、2回目の接種は初回接種から最低1か月以上、3回目の接種は2回目接種から最低3か月以上の間隔をおいて接種します。

※令和4年3月以前に、1回目又は2回目の接種で中断してしまった方について

・初回からやり直すことなく残りの回数を接種(2・3回目又は3回目)できます。

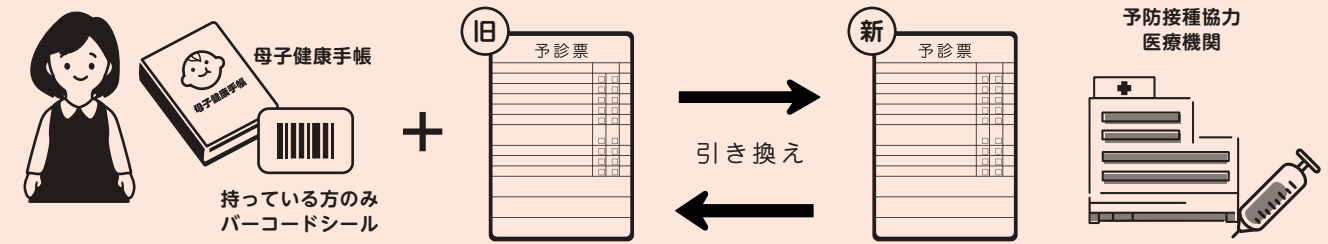
・1回目又は2回目の接種で中断してしまった方で、2価と4価のどちらを接種したか不明な場合は、どちらのワクチンを接種するか、医師と相談の上でお決めください。

!! 予診票は同封していません!!

規定回数より多く接種してしまうことを防止するため、この度のご案内に予診票は同封していません。令和4年6月にお送りしている予診票(以降、旧予診票と表記)を協力医療機関にお持ちいただき、接種歴を確認のうえ、旧予診票と引き換えに必要な回数分の新しい予診票をお渡しします。

※旧予診票をお持ちでない方は、その旨を必ず協力医療機関にお申し出ください。接種歴を確認のうえ、未接種回数分の新しい予診票をお渡しいたします。後に、旧予診票が見つかった場合は、必ず旧予診票を廃棄してください。

※旧予診票に同封されていたバーコードシールがお手元にある方は、旧予診票と併せて協力医療機関にお持ちいただき、新しい予診票に貼ってください。



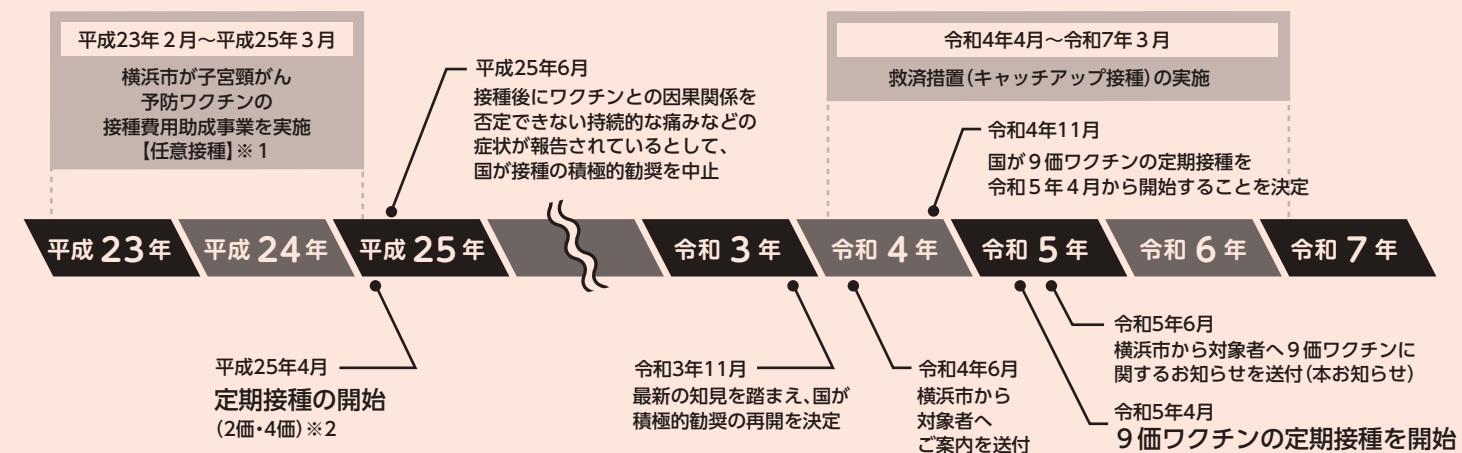
02 子宮頸がん定期予防接種について

子宮頸がん予防ワクチン(HPVワクチン)は、子宮頸がんの主な原因とされるヒトパピローマウイルス(HPV)の感染を予防するワクチンです。平成25年4月に定期予防接種に位置付けられましたが、接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛みなどの症状が報告されているとして、2か月後の平成25年6月に厚生労働省は積極的な接種勧奨を差し控えるよう全国の自治体に勧告しました。この勧告を受け、横浜市でも対象者へ個別にご案内をお送りするところを取りやめました。

以降、8年以上にわたり、積極的にお勧めしない状況が続きました。その後、令和3年11月に、厚生労働省から、最新

の知見を踏まえ、ワクチンの安全性に特段の懸念が認められないこと、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることが認められることなどから、積極的勧奨の差し控えを終了し、対象者への個別勧奨を再開するよう全国の自治体に通知がありました。この通知を受けて、横浜市でも、令和4年6月に対象の方へご案内をお送りしました。

また、令和4年11月には厚生労働省が、令和5年4月から従来の2価ワクチン、4価ワクチンに加えて9価ワクチンを定期接種として使用するワクチンに追加することを決定しました。そこで、改めて対象の方へお知らせをお送りすることとしました。



※1 平成24年度対象者: 中学1年生～高校3年生相当の女子(平成6年4月2日～平成12年4月1日生まれ)

※2 平成25年度対象者: 小学6年生～高校1年生相当の女子(平成9年4月2日～平成14年4月1日生まれ)

03 保護者の同伴や同意について(キャッチアップ接種対象者のうち16歳以上18歳未満の方)

横浜市では未成年者の場合、定期予防接種は、保護者同伴を原則としています。ただし、次に該当する場合で、やむを得ず保護者が同伴できないときは、このご案内文、同封のリーフレットをお読みいただき、ワクチンの効果やリスク、接種後の注意などを十分ご理解いただいた上で、保護者が署名をした「予診票」及び「接種同意書」を協力医療機関にお持ち下さい。

- 保護者が接種について十分理解していること。
- 保護者と相談の上で本人がワクチンを選択し、予診票右上の選択欄(2価、4価又は9価)を○で記している。
- 保護者と相談の上で本人が予診票の質問項目に回答している。
- 同意書の保護者自署欄に署名している。



なお、同意書は横浜市ホームページに掲載しています。 [Q 横浜市 HPV ワクチン 検索](#)

※16歳以上18歳未満のお子さんは、法律上は保護者の同意なく接種することができますが、できるだけ保護者の同意を得てから接種するようにしてください。

04 予防接種に関する注意事項

予防接種は、体調の良いときに受けるのが原則です。日頃から、保護者の方はお子さんの体質、体調など健康状態によく気を配ってください。何か気にかかることがあれば、あらかじめ、かかりつけ医や福祉保健センターにご相談ください。

(1) 前日まで

- ① 受ける予定の予防接種の必要性や副反応についてよく理解しましょう。わからないことは、接種を受ける前に接種医に確認しましょう。
- ② これまでに受けた予防接種によって強いアレルギー反応を起こしたことや、過去にけいれんを起こしたことのあるお子さん、または基礎疾患のあるお子さんは、事前にかかりつけ医にご相談ください。
- ③ 都合により、横浜市以外の市区町村で予防接種を希望する方は、事前にお住いの区の区役所福祉保健課健康づくり係に、ご相談ください。なお、接種費用は原則、有料となります。

(2) 接種当日

- ① 朝からお子さんの状態をよく観察し、普段と変わらないことを確認してください。接種を受ける予定にしても、体調が悪いと思ったらかかりつけ医に相談のうえ、接種するかどうかが判断しましょう。
- ② 自宅でお子さんの体温を測り、平熱であること確認し、少しでも体調の悪いときは、次の機会に延ばしましょう。
- ③ 予防接種を受ける医療機関には、お子さんの日頃の健康状態をよく知っている保護者の方がお連れください。
- ④ 予診票は、接種医への大切な情報です。責任を持って詳しく記入し、特に、最近受けた予防接種、アレルギーなどをご確認ください。

(3) 他のワクチンとの接種間隔

- ① 新型コロナワクチン
新型コロナワクチンとの接種間隔は、互いに、片方のワクチンを受けてから2週間以上の間隔を空けてください。
- ② 日本脳炎2期、二種混合(DT)
子宮頸がん予防ワクチンと同時期に接種するものとして、日本脳炎2期と二種混合(DT)がありますが、これらのワクチンとの接種間隔に制限はありません。

(4) その他

麻しん、風しん、水痘、おたふくかぜ等にかかった場合には、全身状態の改善を待って、接種してください。
なお、接種については、免疫状態の回復を考え、以下の間隔を目安にあけてください。ただし、接種の実施は医師が判断しますので、接種の際はあらかじめご相談ください。

かかった疾病	間 隔
突発性発疹、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)など	治ってから1～2週間程度
風しん、みずぼうそう(水痘)、おたふくかぜなど	治ってから2～4週間程度
麻しん(はしか)	治ってから4週間程度

予防接種を受けることができない方

次のようなお子さんは接種を受けられません。

- (1) 明らかに発熱(通常37.5℃以上)しているお子さん
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
- (3) その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、**アナフィラキシーを起こしたことが明らかなお子さん**
※アナフィラキシーとは、通常、接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗がたくさん出る、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、ショック状態になるような激しい全身反応のことです。
- (4) その他、医師が不適当な状態と判断した場合

予防接種を受ける際に注意を要する方

次に該当する場合、必ずかかりつけ医にお子さんを診てもらい、予防接種を受けてよいか事前に判断してもらいましょう。また、接種は、かかりつけ医で受けるか、あるいはかかりつけ医に相談のうえ、必要に応じて別の医療機関で受けましょう。その際、その医療機関が予防接種協力医療機関であるかについても確認してください。

- (1) 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療を受けているお子さん
- (2) 予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられたお子さん、または発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられたお子さん
- (3) 過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことがあるお子さん
けいれん(ひきつけ)の起こった年齢、そのとき熱はあったか、その後けいれん(ひきつけ)を起こしているか、接種するワクチンの種類などにより条件が異なります。必ずかかりつけ医と事前に相談しましょう。
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされているお子さん及び近親者に先天性免疫不全の方がいるお子さん
- (5) ワクチンの製造過程で培養に使う抗生物質や安定剤などにアレルギーがあるとされたことのあるお子さん
- (6) ワクチンの成分またはトキシイドに対してアレルギーをおこすおそれのあるお子さん
- (7) 現在妊娠している場合は、接種することに注意が必要な方ですので、かかりつけ医とよくご相談ください。

予防接種後の注意

- (1) 痛み等の頻度が高いワクチンであり、接種の痛みや緊張のために、血管迷走神経反射が出現し、失神することがあります。接種後は少なくとも30分間は背もたれのある椅子に座っていただき、座位で様子をみてください。前に倒れる場合がありますので、注意して様子を観察してください。
- (2) 接種後1週間位は副反応の出現に注意しましょう。
- (3) 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- (4) 接種当日は、激しい運動は避けてください。
- (5) 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

予防接種の救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。予防接種による健康被害が生じた場合には、お住いの区の区役所福祉保健課健康づくり係または医療局健康安全課にご相談ください。

(1) 副反応について

副反応には、ワクチンを接種した後に起こる発熱、接種部位の赤み・腫れなどの比較的よくみられる軽い副反応や極めてまれに発生する脳炎や神経障害など重大な副反応もあります。しかし、その副反応はワクチンの接種が原因ではなく、偶然、ワクチンの接種と同時期に発症した感染症などが原因であることがあります。このため、予防接種健康被害救済制度では、ワクチンの接種による健康被害であったかどうかを個別に審査し、ワクチンの接種による健康被害と厚生労働大臣が認定した場合に給付をします。

(2) 給付の決定について

申請書やカルテ等、ご提出いただいた書類をもとに横浜市、厚生労働省が必要書類や症状のチェックを行い、厚生労働省が設置する外部有識者で構成される疾病・障害認定審査会で審査を行います。審査の結果を受け、定期の予防接種を実施した横浜市から、支給の可否をお知らせいたします。

(3) 給付の種類

- ア 医療機関での治療を受けた場合：治療に要した医療費(自己負担分)と医療を受けるために要した諸費用を支給します。
- イ 障害が残ってしまった場合 :年に4回年金を支給します。
- ウ 亡くなられた場合 :葬祭料及び一時金を支給します。

05 よくあるご質問



Q そもそも何のための予防接種なの？

A 子宮頸がん(※)の主な原因とされるヒトパピローマウイルス (HPV) の感染を予防するワクチンです。HPVは、持続的に感染することで子宮けい部に異形成(がんになる手前の状態)を生じた後、がんに至ることが明らかになっています。感染したとしても、多くは数年以内にウイルスが消失しますが、一部の人でHPVがなくなり、ずっと感染した状態になり、数年から数十年かけて進行し、子宮頸がんに至ります。また、HPVの感染は、主に性交渉によって起こるので、感染のリスクは一生のうちに何度も起こりえます。

※日本では毎年、約1.1万人の女性がかかる病気で、これを原因に毎年約2,900人の女性が亡くなっています。

Q 接種した方がいいの？早い方がいいの？

A HPVワクチンの接種は予防接種法に基づいて実施されています。厚生労働省は、国内外の研究結果から、HPVワクチン接種による子宮頸がんの予防効果などのベネフィットが、副反応などのリスクよりも大きいとしています。

同封する厚生労働省のリーフレットをよく読んで、ワクチンの有効性とリスク等を十分に理解した上で、接種についてご検討ください。

接種時期は、HPVの感染が主に性交渉によって起こることから、予防接種法では中学校1年生を標準的な接種時期としています。個々に環境は異なると思いますので、かかりつけの医師に相談するなどして接種時期をご検討ください。

Q 定期接種の対象年齢(高校1年相当まで)を過ぎても、接種の効果はありますか？

A 16歳頃までに接種するのが最も効果が高いですが、それ以上の年齢で接種しても、ある程度の有効性があることが、国内外の研究で示されています(※)。なお、定期接種の対象年齢を過ぎてからの接種について、明らかな安全性の懸念は示されていません。

※ワクチンが子宮病変を予防する有効性は概ね16歳以下の接種で最も高いものの、20歳頃の初回接種まではある程度有効性が保たれることや、性交経験がない場合はそれ以上の年齢についても一定程度の有効性があることが示されています。性交経験によるHPV感染によって、ワクチンの予防効果が減少することが示されていますが、性交経験がある場合でも、ワクチンの予防効果がなくなってしまうわけではありません。(出典:厚生労働省作成リーフレット)

Q ワクチンの2価、4価、9価って何？

A ヒトパピローマウイルス (HPV) には200種類以上の型(タイプ)があり、このうち、いくつかの型が子宮頸がんの原因になるとされています。ワクチンの種類は標的とする型の数によって分けられています。なお、日本人女性の子宮頸がんにおける HPV型の分布は、HPV16,18 型が、60~70%、9価HPV ワクチンの標的であるHPV16, 18, 31, 33, 45, 52, 58 型の合計が、80~90%とされています。(出典:R4.9.20厚生労働省ワクチン評価に関する小委員会資料)。

種類	商品名	概要
2価	サーバリックス	子宮頸がんの主因となるHPV-16型と18型に対応
4価	ガーダシル	HPV-16型と18型に加えて、主に尖形コンジローマの原因となる6型と11型にも対応
9価	シルガード9	4価の遺伝子型に加えて、子宮頸がんの原因となるHPV-31型、33型、45型、52型、58型にも対応

Q 途中からワクチンの種類を変えてもいい？

A 原則として同じ種類のワクチンで接種を完了することをお勧めします。

ただし、厚生労働省は、3回接種のうち1回目又は2回目までを2価又は4価を接種している方が、9価で残りの回数を接種すること(交互接種)について、効果やリスクについての科学的知見が限定されていますが、強く希望する場合は、医師とよく相談した上で実施することができます。なお、交互接種の場合の接種回数は対象年齢にかかわらず3回です。接種間隔は、2回目の接種は初回接種から最低1か月以上、3回目の接種は2回目接種から最低3か月以上の間隔をおいて接種します。

Q 過去に接種後の体調不良があったって聞いたけど大丈夫？

A HPVワクチンは、平成25年4月に無料で接種することができる定期予防接種に位置づけられましたが、接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛みや、動かさそうと思っていないのに体の一部が勝手に動いてしまう不随意運動などの多様な症状が報告されているとして、2か月後の平成25年6月に厚生労働省は接種をお勧めすることを中止しました。

その後、令和3年11月に厚生労働省は、最新の知見を踏まえて、ワクチンの安全性に特段の懸念が認められないこと、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることが認められることなどから、対象の方に接種をお勧めすることを再開しました。

HPVワクチンに限らず、予防接種では副反応等のリスクを完全に排除することはできません。同封する厚生労働省のリーフレットをよく読んで、ワクチンの有効性とリスク等を十分に理解した上で、接種についてご検討ください。

Q 接種した後、体調が悪くなったらどうすればいいの？

A 接種後、具合が悪くなったときは、すぐに接種を受けた医師、または、かかりつけの医師の診察を受けてください。

また、子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた症状を専門に診察する協力医療機関が全国に設置されています。症状が長引く・なかなか良くならないなど、協力医療機関の受診を希望する場合は、接種を受けた医師、または、かかりつけの医師にご相談ください。

このほか、横浜市では、接種後の症状等に関する相談窓口を設けています。接種後の症状で悩んでいる方、その他、子宮頸がん予防ワクチンの接種に関して不安や疑問、困ったことがあるときは、下記までご相談ください。

◎接種後の症状等に関する相談窓口【午前9時~午後5時(土日・祝日、年末年始除く)】
横浜市医療局健康安全課：電話045-671-4190 / FAX045-664-7296

Q 予防接種をすれば、子宮がん検診は受けなくていいの？

A ワクチンは全ての型のHPVの感染を予防できるわけではないため、早期発見・早期治療のために子宮がん検診も定期的に受けて、子宮頸がんに対する予防効果を高めることが大切です。20歳になったら2年に1回、子宮がん検診を受けることをお勧めしています。